

平成19年9月28日
経済産業省

公用車へのバイオガソリンの導入について

10月1日、経済産業省は、公用車の燃料としてバイオガソリンを導入します。

1. バイオマスエネルギーは、「京都議定書」上、二酸化炭素を排出しないものと扱われており、地球温暖化対策に有効であるほか、石油依存度の低減の観点から、その導入は有効です。
2. 政府では、「京都議定書目標達成計画」において、2010年度までにバイオエタノールを含む輸送用バイオマス由来燃料を原油換算で50万KL導入することを目指しています。
3. 経済産業省においては、公用車の燃料についてはバイオマス由来燃料を給油設備の整備状況に応じて利用拡大を図ることとしており、10月1日より、バイオガソリンを公用車の燃料として導入します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省資源エネルギー庁政策課

担当者：井出、丸山

電話：03-3501-1511 (内線 4631)

03-3501-2773 (直通)